

議会運営委員会会議録

平成22年11月22日(火)

(開 会) 10:01

(閉 会) 10:33

委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。平成22年第5回定例会の提出議案について執行部に説明を求めます。

財政課長

まず、議案第97号から第107号までの予算関連議案の概要について説明させていただきます。配布いたしております平成22年度補正予算資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。今回の補正は、表の下のほうに記載しておりますように、主に本年度前期の実績に基づいた経費の見直しと、今後の所要額を見込んで補正するものでございます。一般会計では、6億3953万4千円を減額いたしております。13あります特別会計のうち今回補正いたします10の会計で4億3390万4千円の減額、市立病院事業会計を除く3つの企業会計で1億3327万4千円の減額、合計で12億671万2千円を減額するものでございます。

2ページをお願いいたします。今回補正いたします主なものにつきまして、一般会計から説明させていただきます。まず、歳入の市税につきましては、主に現年度分の法人市民税の調定見込み額の増などにより、総額で2億3514万5千円を追加いたしております。地方交付税の普通交付税は、交付額の確定により7億5961万6千円を増額するものでございます。国庫支出金および県支出金は、補助対象事業費の増減等に伴う補正額を計上いたしております。

3ページをお願いいたします。繰入金では、普通交付税の増額等により、財源調整のため財政調整基金繰入金10億6350万6千円を減額するものでございます。市債につきましては、主に今回計上いたしております起債対象事業費の変更に伴い補正するものでございますが、特別養護老人ホーム筑穂桜の園のスプリンクラー工事に係る過疎債分の介護サービス事業会計出資債の追加、および(普通交付税から赤字地方債への振替え分である)臨時財政対策債の確定による増額の補正をいたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。職員人件費につきましては、退職者の増および人事院勧告に伴う期末勤勉手当の減などにより、一般・特別会計の合計で約3億円の減額となっております。総務費の財産管理費で、庄内庁舎移転に伴う各所改修事業といたしまして、201万円を計上いたしておりますが、電話の新設、空調設備移設工事などの改修を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。企画費の飯塚市地域公共交通協議会負担金は、コミュニティバス事業に係る協議会への国庫補助金の減額や運賃収入の減などの補てんとして追加するものでございます。地域振興費では、県の地域子育て創生事業として10分の10の補助を受け、平成21年度に引き続き婚活支援事業を実施するものであります。民生費の高齢者福祉費では、地域介護・福祉空間整備等補助金につきまして、スプリンクラー等整備事業などを実施する認知症高齢者グループホーム施設の追加に伴い、増額するものでございます。児童措置費では、児童手当から子ども手当制度への移行に伴い、対象人員等を見直し、それぞれ補正するものでございます。

5ページをお願いいたします。青少年対策費の赤ちゃんの駅整備事業では、地域子育て創生事業の組み替えにより、追加分4カ所の整備費を計上するものでございます。生活保護扶助費は、上半期の実績増と今後の必要額を見込みまして約2億円を追加計上いたしております。衛

生費の予防費では、日本脳炎定期予防接種勧奨に伴う予防接種委託料を追加し、生活保護および非課税世帯への接種費用全額免除のための新型インフルエンザ予防接種費助成金を新たに計上するものでございます。労働費の労働諸費で、緊急雇用創出のための県基金事業を追加いたしておりますが、観光資源発掘等に係る飯塚市再発見事業および自然遊歩道等整備事業の2事業を実施いたしまして、雇用の創出を図ろうとするものでございます。商工費、商工業振興費の企業立地促進補助金の増は、主に新要綱分において投下固定資産額・新規常用従業員数の確定及び該当企業1社の追加によるものであります。

6ページをお願いいたします。福岡県信用保証協会損失補償金は、平成15年度災害分5件および事業資金1件に係るものでございます。土木費の道路橋りょう維持費では、工事必要箇所数増により、各所道路橋りょう維持修繕工事を追加するものでございます。消防費の消防施設費では、普通交付税の確定による飯塚地区消防組合負担金約9500万円を追加で計上いたしております。これにより、負担金総額は約16億9000万円となります。災害対策費では、用途指定寄附金により、防災資機材の整備や防災啓発事業への助成を行おうとするものでございます。教育費の小学校および中学校整備費では、潁田小中学校建設工事地盤調査・設計委託料、および各小中学校の大規模改造工事等の契約額の確定によりそれぞれ減額をいたしております。

7ページをお願いいたします。繰越明許費では、各所林地崩壊防止工事外4件につきまして、年度内の完了が見込めないため、追加するものであります。また、川島公営住宅造成工事につきましては、新年度で実施することとなったため、廃止するものでございます。債務負担行為では、現システムを3年間継続使用するため、小中学校間ネットワーク管理委託料を追加しております。また、契約額の確定により、路線価評定委託料および環境基本計画策定委託料の2件について変更を行い、固定資産税納税通知書作製費につきましては、システムの変更により不要となったため廃止するものでございます。

続きまして、特別会計についてご説明いたします。国民健康保険特別会計では、歳入で、国民健康保険税を調定見込み額の減などにより1億501万4千円、および8ページの繰入金の国民健康保険給付費等準備基金繰入金を3791万3千円減額し、前年度繰越金4億5189万6千円の追加等をいたしております。歳出では、医療費の前期の実績等を基に保険給付費を3億7427万5千円追加いたしております。

介護保険特別会計の保険事業勘定では、主に前期の実績により、保険給付費の増額等を計上いたしておりますが、歳入で、高額介護サービス費等貸付基金の廃止に伴う繰入金を計上いたしております。

9ページをお願いいたします。小型自動車競走事業特別会計では、歳入で前期実績に基づく勝車投票券発売収入等を減額し、歳出でこれに伴う開催経費を減額しております。また、10ページの債務負担行為では、平成23年度からの併売に対応するため、自動発券機等の機器等借上料を追加いたしております。

介護サービス事業特別会計では、特別養護老人ホーム筑穂桜の園のスプリンクラー工事に対しまして、公営企業債および過疎債を充当することにより、繰入金の特別養護老人ホーム運営基金繰入金を減額し、歳出で特別養護老人ホーム運営基金積立金を財源調整のため追加するものでございます。

学校給食事業特別会計では、歳入で児童生徒数の増などによる給食事業収入の増、および11ページの前年度繰越金の増額に伴い、歳出で給食賄材料費を追加いたしております。

以上で、一般および特別会計の補正予算関連議案の説明を終わります。

上下水道部総務課長

続きまして、企業会計補正予算の補正内容の主なものについてご説明いたします。

資料の 11 ページをお願いします。まず、議案第 108 号の水道事業会計の補正予算でございますが、収益的収入の 817 万 5 千円の増額につきましては、受託工事の減少による受託工事収益の減、浄水施設等落雷被害に伴う一般会計補助金の増並びに保険金による雑収益の増を計上しております。収益的支出の 1191 万 3 千円の増額につきましては、職員の配置換え等による人件費の 738 万 9 千円の減、動力費、修繕費及び受託工事費の決算見込み等による減、減価償却費、消費税及び地方消費税の増を計上しております。資本的収入の 283 万 4 千円の減額につきましては、事業の執行残等による企業債・出資金の減、口径別納付金の増による納付金の増額を計上しております。資本的支出の 748 万 5 千円の減額につきましては、職員の配置換え等による人件費の減、工事請負費、委託料の執行残の整理による減額及び、国庫補助金返還金 565 万 1 千円につきましては、平成 21 年度歳入済の岩崎浄水場膜処理施設における損害賠償等請求住民訴訟控訴事件の和解金 345 万 3212 円のうち国庫補助金相当額の返還金を計上しております。

次に、議案第 109 号の産炭地域小水系用水道事業会計の補正予算でございますが、収益的収入の 275 万 1 千円の減額につきましては、一般会計補助金の減によるものです。

収益的支出の 51 万円の減額につきましては、職員の配置換え等による人件費の減であります。資料の 12 ページをお願いします。資本的支出の 41 万 8 千円の減額につきましては、委託料の執行残によるものであります。

次に、議案第 110 号の下水道事業会計の補正予算でございますが、収益的収入の 695 万 1 千円の減額につきましては、有収水量見込の減に伴う下水道使用料の減額を計上しております。収益的支出の 584 万 4 千円の減額につきましては、事業先送りによる修繕費の減及び工事請負費、支払利息の決算見込みによる減を計上しております。次に、資本的収入の 401 万 5 千円の増額につきましては、受益者負担金の増によるものであります。資本的支出の 1096 万円の減額につきましては、決算見込みによる工事請負費の減を計上しております。

以上、簡単ですが、各企業会計の補正予算の概要説明を終わります。

総務課長

引き続き、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。お配りしております議案概要で、説明させていただきます。

議案第 111 号飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例につきましては、飯塚市庄内支所の位置を変更するものでございます。

議案第 112 号飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、市議会議員及び市長等の特別職の期末手当の支給率を改定するものでございます。

議案第 113 号飯塚市職員 5 給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、職員の給与に関し、55 歳を超える職員で行政職の給料表 6 級以上の者の給料月額及び諸手当の減額支給、行政職給料表の改定及び期末・勤勉手当の支給率の改定をするものでございます。

議案第 114 号飯塚市高額介護サービス費等貸付基金条例を廃止する条例につきましては、飯塚市高額介護サービス費等貸付基金を廃止するものでございます。

議案第 115 号飯塚市穂波ふれあい会館条例を廃止する条例につきましては、飯塚市穂波ふれあい会館を、平成 23 年 3 月 31 日で廃止するものでございます。

議案第 116 号飯塚市忠隈住民センター条例を廃止する条例につきましては、飯塚市忠隈住民センターを、平成 23 年 3 月 31 日で廃止するものでございます。

議案第 117 号飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例につきましては、飯塚市立津原保育所を、平成 24 年 3 月 31 日で廃止するものでございます。

2 ページをお願いいたします。議案第 118 号飯塚市穎田高齢者福祉センター条例及び飯塚

市穎田老人憩いの家条例を廃止する条例につきましては、飯塚市穎田高齢者福祉センター及び飯塚市穎田老人憩いの家を、平成23年3月31日で廃止するものでございます。

議案第119号サン・アビリティーズいづか条例の一部を改正する条例」につきましては、サン・アビリティーズいづか運営協議会を、平成23年3月31日で廃止するものでございます。

議案第120号飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例につきましては、吉田農機具保管庫の位置を変更するものでございます。

議案第121号飯塚市農産物直売所条例を廃止する条例につきましては、飯塚市庄内農産物直売所庄四季物及び飯塚市穎田農産物直売所四季一番を、平成23年3月31日で廃止するものでございます。

議案第122号飯塚市農産物加工所条例の一部を改正する条例につきましては、飯塚市穎田農産物加工所を、平成23年3月31日で廃止するものでございます。

議案第123号飯塚市特別用途地区建築条例につきましては、大規模集客施設の立地を制限した特別用途地区の建築制限について、適用区域、特別用途地区内の建築制限、既存不適格建築物に対する制限の緩和などを定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。議案第124号飯塚市市民広場条例の一部を改正する条例につきましては、学頭調整地広場を、設置するものでございます。

議案第125号財産の譲渡につきましては、飯塚市穂波ふれあい会館を飯塚市社会福祉協議会に無償で譲渡するものでございます。

議案第126号財産の譲渡につきましては、旧八木山高原ユースホテル及び旧八木山高原集会所をNPO法人青少年体験教育活動協会に無償で譲渡するものでございます。

議案第127号財産の取得につきましては、国指定史跡鹿毛馬神籠石の保存整備、公園化事業用地として、国、県の補助を受け、土地を取得するもので、今年度2万1,091平方メートルの土地を4528万8903円で取得するものでございます。

議案第128号指定管理者の指定につきましては、サン・アビリティーズいづかの指定管理者として、特定非営利活動法人いづか障害児者団体協議会を平成23年度から27年度まで5年間、指定するものでございます。

議案第129号指定管理者の指定につきましては、飯塚市リサイクルプラザ工房棟の指定管理者として、株式会社トキワビル商會を平成23年度から27年度まで5年間、指定するものでございます。

4ページをお願いいたします。議案第130号指定管理者の指定につきましては、サンブレッジ茜の指定管理者として、財団法人サンブレッジ茜を平成23年度から27年度まで5年間、指定するものでございます。

議案第131号指定管理者の指定につきましては、健康の森公園市民プール及び多目的施設の指定管理者として、有限会社飯塚スイミングスクールを平成23年度から27年度まで5年間、指定するものでございます。

議案第132号、第133号市道路線の廃止、認定につきましては、県営 経営体 育成基盤 整備事業及び開発行為により3路線を廃止し、開発行為により1路線を認定するものでございます。この廃止する3路線のうち開発行為による1路線は、先の9月議会の議会運営委員会で説明したあと、事務の不手際が判明したため削除させていただいたもので、このたび廃止の準備が整いましたので、議案として提出させていただくものでございます。

議案第134号から第145号までの専決処分の承認につきましては、学校給食費を納入しない長期滞納世帯44件に対して、飯塚簡易裁判所に支払督促の申立てを行ったところ、相手方12件から分割納入を求める督促異議申立てが行われたことにより、民事訴訟法第395条

の規定により訴訟手続へ移行したため、地方自治法第179条第1項の規定により学校給食費請求事件として専決処分を行ったものでございます。

総務部長

人事議案につきまして、ご説明いたします。議案第146号、第147号につきましては、任期満了及び委員の逝去に伴います人権擁護委員2名の推薦について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

最後に5ページの報告第24号から6ページの第31号までの8件の報告でございますが、市道上の車両損傷事故5件、車両損傷事故1件、交通事故1件に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解の専決処分、土地開発公社の平成22年度事業計画の変更及び予算の補正」につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

委員長

説明を終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、議案の付託委員会について事務局に説明させます。

議会事務局次長

議案の付託委員会について説明いたします。議案書をお願いいたします。

議案第97号は総務委員会に、98号から100号までの3件は、いずれも厚生委員会に、101号は総務委員会に、102号は経済建設委員会に、103号は厚生委員会に、104号から106号までの3件は、いずれも経済建設委員会に、107号は市民文教委員会に、108号から110号までの3件は、いずれも経済建設委員会に、111号は公共施設等のあり方に関する調査特別委員会に、112号及び113号は、後ほどご説明いたします。114号は厚生委員会に、115号及び116号は公共施設等のあり方に関する調査特別委員会に、117号は厚生委員会に、118号は公共施設等のあり方に関する調査特別委員会に、119号は厚生委員会に、120号から122号までの3件は、いずれも公共施設等のあり方に関する調査特別委員会に、123号及び124号は経済建設委員会に、125号及び126号は公共施設等のあり方に関する調査特別委員会に、127号は市民文教委員会に、128号は厚生委員会に、129号は市民文教委員会に、130号は経済建設委員会に、131号は市民文教委員会に、132号及び133号は経済建設委員会に、134号から145号までの以上12件は、いずれも市民文教委員会に、それぞれ付託していただいております。

また、先ほどご説明を保留しました議案第112号及び113号の2件につきましては、基準日がいずれも12月1日となっておりますことから、30日の本会議初日に議案の提案理由、質疑の後に委員会付託を行い、本会議を休憩していただき委員会を開催し、委員会終了後に本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行っていただいております。なお、付託委員会につきましては、総務委員会に付託していただいております。

次に人事議案であります議案第146号及び147号につきましては、最終日に上程し、提案理由説明、委員会付託省略を諮ったのちに質疑、討論、採決としていただいております。

最後に、報告事項第24号から31号までの8件につきましても最終日に報告、質疑とさせていただきます。以上、ご審議方、よろしくご説明いたします。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案の付託委員会については、事務局説明のとおりにすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議案の付託委員会についてはそのように決定いたしました。

次に、会期および会議予定について事務局に説明させます。

議会事務局次長

お手元に配付しております平成22年第5回飯塚市議会定例会会期日程(案)をご覧ください。まず、会期につきましては、11月30日から12月21日までの22日間を考えております。次に、会議予定でございますが、お手元に配布しております会期日程(案)のとおりと考えております。内容の説明は省略させていただきます。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結します。お諮りいたします。会期及び会議予定については、事務局説明のとおりにすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

次に、質問及び質疑通告並びに意見書案、請願の追加の提出締め切り日について事務局に説明させます。

議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締切日は、12月1日水曜日の午後5時までと考えております。次に、議案に対する質疑通告締切り及び意見書案・請願(追加分)の提出締切りは、12月7日火曜日午後5時までに、提出していただきますようお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。質問及び質疑通告並びに意見書案、請願の追加の提出締め切りについては事務局説明のとおりにすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、その他でございますが、次回の委員会は12月9日木曜日の本会議終了後に開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の開催、委員会に関する条例について」、以上3件については継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。